

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

四国森林管理局では、近年の気候変動の影響から、真夏日が増加し、関連して熱中症による労働災害が、ここ数年増加傾向にある状況を鑑み、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正について、令和8年3月1日以降に入札公告する、又は令和8年3月1日時点で契約履行中若しくは入札手続中の国有林野事業における造林事業及び素材生産事業において試行することとした。

本事業は、当該試行の対象事業であり、下記により、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正を行うことができる。

記

1 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数。）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間及び7月、8月又は9月を含む事業では、夏季休暇分として3日間並びに事業中止期間は、事業期間に含まない（不稼働日は、事業期間に含む。）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

2 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、次の事項を記載し、監督職員の確認を受けるものとする（別紙参照。）。事業計画書の提出時に取組の予定がない場合においても、後日、取組を希望する際は、同様に取り扱うものとする。なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(1) 熱中症対策の内容

(2) 気温の計測方法

(3) 計測地点の情報

(4) 計測結果の報告方法

3 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いること

を標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJ I S B 7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は、請負者の負担とするものとする。

4 請負者は、監督職員へ事業着手日から事業終了日における計測結果の資料を提出するものとする。なお、事業終了日については、あらかじめ、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。

5 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理费率等に加算するものとする。

$$\boxed{\text{補正値 (\%) = 真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$
 ※補正係数は1.2とする。

6 現場管理费率等の補正に伴う請負金額の変更は、最終の検査前（精算をする前）に、最終変更契約において行うものとする。

7 当該試行に当たって、林野庁が公表した通知及び請負者向け参考資料は、次のとおりである。

- ・[森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理费率等の補正の試行について（令和8年2月25日付け7林国業第240号林野庁国有林野部業務課長通知）](#)
- ・[熱中症対策に資する現場管理费率等の補正に伴う請負者向け各種参考資料](#)

熱中症対策への取組

事業名

〇〇〇〇事業（〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

1 熱中症対策の内容 ※ 以下を参考に記載する。

- (1) 急な脱水症状に備え「経口補水液」を常備する。
- (2) 熱中症の予防として「塩飴」を常備する。

2 気温の計測方法

- (1) 事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を採用する。
- (2) 事業現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を採用する。
- (3) 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果を採用する。
- (4) JIS B 7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を採用する。

※ 2（1）から2（4）のいずれか一つを選択して記載する。

※ 2（3）及び2（4）を選択する場合は、あらかじめ監督職員と協議が必要となることに留意する。

3 計測地点の情報

- (1) 都道府県名 【徳島、香川、愛媛、高知】県
- (2) 地点名 〇〇
- (3) 北緯 〇度〇分
- (4) 東経 〇度〇分
- (5) 標高 〇〇〇m
- (6) 計測方法 気象庁ホームページより取得 ※ 2（1）の場合
環境省ホームページより取得 ※ 2（2）の場合
現地での計測により取得 ※ 2（3）又は（4）の場合

4 計測結果の報告方法

計測結果は、以下のように集計して、事業終了までに提出する。

(1) 計測結果集計表（月別：記載例）

年月	真夏日の日数（日）	真夏日の集計方法
令和〇年〇月	2	【気象庁ホームページ、環境省ホームページ、現地での計測に】より取得した観測地点の【日最高気温、日最高指数】データを「計測結果集計表（日別）」にて集計した。
令和〇年〇月	16	
令和〇年〇月	20	
合計	38	

※ 真夏日は、事業期間内における稼働日のみを記載する。

(2) 計測結果集計表（日別：記載例【気温計測】）

年月日	【観測地点における日最高気温（℃）、日最高指数】	事業箇所	真夏日の判定
〇月〇日	31.6	〇〇林小班ほか	○
〇月〇日	29.6	××林小班ほか	×
〇月〇日…	29.9 …	××林小班ほか	×
合計			1

※ 年月日は、事業期間内における稼働日のみを記載する。

※ 日最高気温又は日最高指数は、少数第一位まで記載する。